

J R 東海労幹関西地「申」第16号  
2020年1月22日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 松寄 道洋殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 畑野 浩孝

### 「現車訓練5分前の集合」に関する申し入れ

昨年6月実施された現車訓練に於いて、会社は、各乗務員に対して「現車訓練要領（乗務員用）」による会社掲示及び資料にて「訓練開始時刻の5分前目途に集合する」ように案内し、各乗務員はその指示に従い5分前には集合箇所に集合していた。

この間、私たち東海労は「訓練開始時刻の5分前目途に集合する」は会社の業務指示であり労働時間として付けるべきであると主張し、淀川労基署にも相談してきた。

しかし、会社は「あくまでも目途で集合だから労働時間とはしない」と全く誠意のない回答に終始した。また、淀川労基署からの聴き取り調査でも同様の回答に終始している。

淀川労基署からの聴き取り調査時、担当者から会社に対し「訓練開始時刻の5分前目途に集合する」は「そもそも曖昧であり来年からはどうするのか」等の指導をしたとのことである。

これに対し、会社は淀川労基署からの指導に基づき、対策を立て説明をしたとのことであるが、どの様な対策を立てたのか組合に明らかにすべきであると考ええる。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

### 記

1. 淀川労基署は、会社に対して「訓練開始時刻の5分前目途に集合する」は「そもそも曖昧であり来年からはどうするのか」等の指導をしたとのことである。会社の見解を明らかにすること。
2. 会社は、淀川労基署からの指導に基づき、どの様な対策を立てたのか明らかにすること。

3. 会社は、淀川労基署から「そもそも曖昧であり来年からはどうするのか」等の指導に至った経緯を全乗務員に説明し、会社掲示で謝罪し、再徹底すること。

以上